



KOYAMA  
ACCOUNTING  
OFFICE

# KOA INFORMATION

## 税理士法人 小山会計

2024' 11月

13日発行



〒386-0005 長野県上田市古里692-2  
TEL : 0268-22-7615  
FAX : 0268-22-7617  
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp  
URL : http://www.koa-g.com

### 2024年12月の予定

- ・保険料控除申告書、基礎控除兼配偶者控除他申告書の提出(今年最後の給与受取日の前日迄)
- ・給与所得者の年末調整(今年最後の給与支払をする時)
- ・個人の消費税の課税事業者選択届出(31日迄)
- ・個人の消費税簡易課税選択届出(31日迄)
- ・固定資産税及び都市計画税第3期分の納付
- ・健保・厚年被保険者賞与支払届(支払後5日以内)

### 2025年1月の予定

- ・納期特例を受けた源泉所得税(7~12月分)の納付
- ・源泉徴収票交付及び提出、法定調書提出(31日迄)
- ・扶養控除等申告書の提出(来年最初の給与受取日の前日迄)
- ・給与支払報告書提出、固定資産税の償却資産に関する申告(31日迄)
- ・個人住民税第4期分の納付、労働保険料第3期分納付(31日迄、労保は事務組合委託の場合2/14迄)

2024年12月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

### 2025年1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※ ■ は事務所全体が休みです。

## 木下晴弘先生の講演会に行ってきました

24' November

税理士法人 小山会計 専務 小山宏幸

木下先生は、灘中・灘高という超難関校（数多くの生徒を合格させた塾）カリスマ講師で、生徒だけでなく保護者からも絶大な支持を受けており、人の「やる気」「やりがい」を育てる天才講師です。その木下先生が、毎年開催されている上田情報ビジネス専門学校（通称「上ジョビ」）の「ココロの授業」に登場いたしました。（サントミニーゼ大ホールがほぼ満席）今回は上ジョビの生徒に向けて、豊かな、幸せな人生を歩むための心の在り方の授業。話のテンポは軽快でありますから、涙あり笑いあり感動あり、話の中に多くの大切なポイントが沢山ちりばめられていた。（以下あくまで講演の中では自分が泣きになつた項目の羅列です）

同じ事柄でも、どちら方が変われば見え方が変わること。豊かな人生を歩むために人は、人間も自然の一部なので①自然の法則にしたがうこと。目に見える事象にとらわれず、目に見えない②本質を見抜くことの二つの視点が重要であること。世の中はその見えないものによってコントロールされていること。自然のなかで生かされている我々人間には、必ず与えられた役割があること。長所を磨いて人の役に立つこと喜ぶことを続けていると自分に与えられた役割が見えてくること。突き抜けた人生を送るために『高いスキルと熱いハート』が必要であること。（高校生の大谷翔平選手が書いたマンガラチャートの参照）高いスキルを身に着けるための積小為大の法則や before have

興味のある方は、是非一読ください。

の法則、与えたら必ず誰からともなく帰つてくる返報性の原理。己が己の存在に与えられる誉れである「誇り」を持ち、他人からの比較でしか得られない「プライド」など捨てる事。迷つたら楽な方ではなく苦労な方を選びこと。それは「反省」は残るが「後悔」はないこと。また、人生に働く法則を論理的に具体的に説明していただいた。こんな話を聞いたときに聞くことができる上ジョビの生徒はなんと幸せなことであろう。豊かなのに自己肯定感の低い日本の若者にぜひ聞いていただきたい話である。多くの教え子の経験から結局、成功したから幸せになるのでなく、幸せな人が成功しているということを実のようだ。会場で販売されていた【対の法則】（青春出版・木下晴弘著）が木下先生の集大成らしい。長所は短所で支えられている。手放せば、手に入るという「対の法則」は自然の法則の中に存在する究極の法則のようだ。「夜空に上がる花火はとても美しい見えます。しかし、花火が美しく見えるのは背後に闇があるからです。もし背後が真夏の太陽なら、花火は全く見えないでしょう。……こんな当たり前のことに私は闇を排除して、光で埋め尽くそうとうことは闇を直視し、逃げずに向き合うとしています。闇を認識することができるのです（5ページ）



# ～おさえておきたい、暦年贈与のきほん～

相続税対策の一環やご家族への援助として、これから年末にかけてお子様やお孫さんに贈与を検討されている方もいらっしゃるかと思います。今回は、毎年行う贈与（暦年贈与）について、押さえておきたいポイント3つをおさらいしていきます。



## 贈与はあげる方・もらう方、双方の意思が必要

贈与については、民法第549条で「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる。」と定めています。そのため、あげる方ともらう方の意思が要件となります。

たまに、お子様やお孫さんのためにと、「あげる方がもらう方名義の通帳を作って所有し、その通帳へ毎年110万円ずつ贈与を行う」というケースが見受けられます。このケースはもらう方が贈与のあったことを知らない、通帳の存在を知らないということになり、贈与の要件を満たしていないことになります。相続税の調査時も論点となり、「その通帳は外見の名義はもらった方であるものの、あげた方の預金で相続財産（いわゆる名義預金）ですよね。」と指摘・修正されることも多くあります。預貯金だけでなく自社株等の贈与もですが、贈与時には双方の意思を確認し、贈与契約書を取り交わすことが望ましいでしょう。



## 贈与税の基礎控除額110万円は「あげる方基準」ではなく、「もらう方基準」

贈与税の基礎控除額は110万円までで、毎年1~12月までの贈与に適用されます。

たまに勘違いされている方がおりますが、基礎控除は「1人の方からもらえる金額が110万円」ではなく、「1人の方の1年間のもらった金額の合計が110万円以内」が基準です。そのため、1年のうちに父から110万円・母から110万円もらったケースは合計220万円もらったことになり、贈与税の申告をしなければなりませんので複数人から贈与を受ける場合は注意が必要です。

## 基礎控除の範囲内での贈与税と相続税の贈与加算の関係とは

毎年の贈与においては基礎控除額の範囲内であれば贈与税はかかりません。しかし、あげた方が亡くなった相続において、もらった方が財産を相続した相続人であったり、遺言や生命保険で財産を受けている方の場合は、過去の一定期間に贈与を受けた金額を相続税の計算に含めなければなりません。令和5年分までに受けた贈与は「亡くなった日から遡って3年以内の贈与」、令和6年以降に受けた贈与は「亡くなった日から遡って7年以内の贈与」が対象となります。そのため、今年亡くなつて相続税の課税対象となる被相続人から2年前に110万円の贈与を受けていた相続人は「贈与税はからなかったが、110万円の贈与分を加味した財産額に対して相続税の納税が生じる」となります。



贈与は相続税の調査時も論点となるため、基礎控除内の贈与であっても記録や整理をするのが望ましいでしょう。

# 休業補償プラン

## ～日本医療経営者共済協同組合の所得補償共済～

医師・歯科医師の先生が万が一病気やケガで就業不能となった場合、就業復帰されるまでの先生の収入を補償する**休業補償プラン（所得補償共済）**についてご紹介いたします。

この所得補償共済は、先生の収入によって**最高月額補償 1,000 万円**まで加入できます。下記**Aプラン**の場合は、**就業不能になった初日から共済金の支払い対象**になります。

### ◆ Aプラン、てん補期間 1 年に加入した場合のイメージ



### プランの内容の比較

プラン	基本プラン		長期療養プラン	
	Aプラン	Bプラン	Cプラン	
てん補期間	1年／2年	1年／2年	3年	5年
加入可能年齢	25～79歳	25～79歳	25～69歳	25～64歳
免責日数	0日	7日	365日	
通算支払限度日数	1,000日	1,000日	2,500日	
精神障害	担保	担保	担保 ただし、てん補期間は1年	
天災危険	担保	不担保	担保	
月額補償の上限	①②のいずれか低い方 ①1000万円 ②年商÷12×70%	①②のいずれか低い方 ①1000万円 ②年商÷12×70%	①②のいずれか低い方 ①200万円 ②年商÷12×50% ただし、A・Bプランの70%以内	
法人契約	可	可	可	
無事故返戻金	あり	あり	なし	

コロナ禍に充分な補償を受けられなかつたという多くの先生のために、**自宅療養・入院を問わず Aプランならば初日から共済金の支払い対象**となり、**県医師会と比較しても 15%程安く、法人契約も可能で月額 1,000 万円補償、無事故戻し掛金の 20%が戻り、1 年契約ならば 79 歳まで加入可能です。**

医師・歯科医師の先生向けに特化した所得補償共済であり、休業補償に近い内容になっておりますので、**この共済にご興味がある先生は、ぜひ小山会計の各担当者までお問い合わせ下さい。**

# 変わる 令和6年分の 年末調整関係書類

定額減税をはじめとした改正により、令和6年分の年末調整関係書類が変わりました。国税庁サイトで公表されている令和6年分の年末調整関係書類のうち、主な変更点を確認します。

## 変更された年調関係書類

主な変更内容は、次のとおりです。

(1) マル基配所に記載欄が追加

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書が兼用となっている書類（マル基配所）に、“年末調整に係る定額減税のための申告書”が加わり、《令和6年分 紹与所得者の基礎控除申告書 兼 紹与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書》とされました。

次の申告書それぞれに、年末調整で適用する定額減税の記載欄が追加されています。

#### ○基礎控除申告書（一部抜粋）

○ 控除額の計算 ↓			定額減税対象 48万円	区分 I (左のA～Dを記載)
判定	A	B	C	D
	□ 900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	1,805万円以下
	□ 900万円超	950万円以下	1,000万円以下	1,805万円以下
	□ 950万円超	1,000万円以下	1,805万円以下	2,400万円以下
	□ 1,000万円超	1,805万円以下	2,400万円以下	2,450万円以下
	□ 1,805万円超	2,400万円以下	2,450万円以下	2,500万円以下
	□ 2,400万円超	2,450万円以下	2,500万円以下	
	□ 2,450万円超	2,500万円以下		

※「区分 I」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」表を参考に記載してください。

基础控除の額 48万円 32万円 16万円	本人定額減税対象 □
--------------------------------	---------------

#### ○配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（一部抜粋）

II 所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」(*印の金額)						配偶者控除の額 円
110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下		配偶者特別控除の額 円
21万円	16万円	11万円	6万円	3万円		
14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		
7万円	6万円	4万円	2万円	1万円		

(※)上記申告書及び「扶養控除等(異動)申告書」に同一生計配偶者や扶養親族(いずれも居住者に限る)を記載していれば、年末調整で定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要があります。

## (2) マル保の記載欄削除

給与所得者の保険料控除申告書（マル保）では、これまで設けられていた【あなたの続柄】欄が、すべて削除されています。

### (3) 令和7年分マル扶のレイアウト変更

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)の右上に空白が設けられました。簡易な給与所得者の扶養控除等申告書(以下、簡易な申告書)として利用できるよう、レイアウト変更されたことによるものです。

## 簡易な申告書

## (1) 簡易な申告書の創設

納税者利便を向上させる観点などから、令和5年度税制改正により、簡易な申告書が創設されました。

令和7年分から、マル扶に記載すべき事項が前年に提出した内容から異動がない場合には、すべてを記載したマル扶ではなく、最低限の記載をした申告書（簡易な申告書）とすることができます。

## (2) 異動の有無の判断

たとえば記載されている住所又は居所の移転、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の変動、寡婦や障害者などの該当又は非該当などだけでなく、氏名の変更、年齢の変動による控除区分の変動なども「異動した」とことなります。

#### 例. 年齢の変動による控除区分の変動

控除対象扶養親族 A  
生年月日：平成 18 年 5 月 5 日

上記例の場合、令和7年分のマル扶を提出するにあたり、その前年の令和6年分ではAは特定扶養親族ではありませんが、令和7年分では特定扶養親族に該当します。このように控除対象扶養親族としては変わらないものの、年齢が変動することによって控除区分が変わるため、異動したことになります。よって、令和7年分では簡易な申告書を提出することはできません。

他方、前年分のマル扶に記載されている源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の所得の見積額については、その年分の見積額に変動が生じても、対象となる所得金額以下であれば異動がないものとすることができます。

#### 例：源泉控除対象配偶者の所得の見積額の変動

源泉控除対象配偶者 B  
令和6年分の所得の見積額 30万円  
→令和7年分の所得の見積額 40万円の場合

上記例の場合、見積額が30万円から40万円に増額しても、源泉控除対象配偶者の所得要件である95万円以下であるため、異動がないものとして取扱うことができます。

なお、異動の有無は、対象者に前年分のマル扶のデータ又は写しを交付するなどして確認してもらうことになります。対象者が判断を誤って簡易な申告書が提出された場合には、改めてすべての事項を記載したマル扶の提出を求ることになります。**特に年齢の変動による控除区分の変動は見落としがち**です。給与等の支払者は、提出を受けたら早めに確認しましょう。

### (3)記載事項

簡易な申告書における記載事項は、次のとおりです。

#### ○簡易な申告書の記載事項

- 申告書を提出する本人の
    - 氏名
    - 個人番号（記載不要の場合は不要）
    - 住所又は居所
  - 前年から異動がない旨

これらを以下記載例のようにマル扶に記載して提出することで、簡易な申告書を提出したものがとすることができます。

#### ○簡易な申告書として提出する場合のマル扶の記載例

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書							
セイヨウキヨウ	ヤマカワ タツウ	あなたの生年月日	西暦+西暦 西暦+令	年	月	日	扶養する者全員の扶養控除申告書の提出
あなたの氏名 山川 太郎							
扶養主の氏名							
あなたの個人番号 1 [ ] 2 [ ] 3 [ ] 4 [ ] 5 [ ] 6 [ ] 7 [ ] 8 [ ] 9 [ ] 0 [ ]		あなたの納税額 (税理士課) 176 - 0000					
あなたの住居 東京都練馬区栄町23-7		税額の 支拂 所					
ごまか、あなたの身が障害者、産褥、ひき肉又は勤労能力が半以下に低下する場合は、以下の各欄に記入する必要はありません。							

(※)赤字が記載事項。個人番号の記載が不要な場合には、個人番号の記載は不要。

#### (4) 添付書類

勤労学生控除の適用を受けるための証明書類や、国外居住親族に係る各種証明書類については、簡易な申告書を提出していても提出又は提示する必要があります。

#### 提出を受けた側の対応

給与等の支払者は、この簡易な申告書の提出を受けた場合には、基本的には前年に提出を受けたマル扶に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行います。連年簡易な申告書の提出を受けた場合でも、同様です。最後に提出を受けたすべての事項を記載したマル扶を確認できるようにしておく必要があります。ご注意ください。

参考：国税庁HP「簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ（源泉所得関係）」  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130_01.pdf)



# 「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」

両角 彩子



先日、書店に行った際に「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」(三宅香帆著)という本を見つけ、タイトルに共感して思わず購入てしまいました。この本は「書店員が選ぶノンフィクション大賞 2024」に選ばれるなど話題になっているのでご存じの方もいらっしゃるかと思います。

著者は子供のころから本が好きでしたが就職してから本が読めなくなつたそうです。本を読む時間がないわけではなく、電車に乗っている時間や夜寝る前の自由時間など本を読む時間はあっても YouTube や SNS をぼうっと眺めてしまう。本を開いても目が自然と閉じてしまう。

私も著者と同じようになかなか本が読めなくなったと感じていました。ここでいう読書とは、他の方にとっての「海外の言語を勉強すること」「大好きな俳優の舞台を観に行くこと」「家族と一緒に過ごすこと」「行きたい場所へ旅行に行くこと」などの文化的な時間のことだそうです。そう考えると働きながら文化的な生活を送ることが難しいと感じる方は少なからずいるのではないかでしょうか。

本書は「なぜ現代は労働と読書が両立しづらいのか」を明治時代以降の労働と読書の関係を振り返りながら考えます。日本は戦前から長時間労働が問題になっていたので、現代の私たちが本を読めないのは労働時間の問題だけではなく、[読書の位置づけが変化した](#)ということもあるそうです。昔は成功に必要とされていたのは教養や勉強でしたが、現代の情報社会では自分に必要な情報を得て、不必要的情報(他者や歴史や社会の文脈)をノイズとして除外し、自分の行動を変革するということが必要だそうです。そのため不必要的情報も入ってくる小説や人文書は働いていると遠ざけられてしまい、代わりにノイズの少ないインターネットや自己啓発書やビジネス書が求められるそうです。

さらに本書は「働いていても本が読める」社会についてまで考えます。それは全身全霊で働くのではなく半身で働くことが当たり前の社会だそうです。そうすれば働くこと以外の文脈を取り入れることができるということです。

これは今日から一人ひとりが実践できることではないので、すぐに本が読めるようにはなりません。ですが個人には**自分以外にも働くことと文化的な生活の両立が難しいと感じている方がいる**ということ、**両立できないのは個人の問題だけではない**ということがわかって少し安心しました。そして一つのことにつき精一杯になるのではなく、**今の自分に不必要と感じる文脈も受け入れる余裕は持ちたい**と思うようになりました。

**労働と読書**という興味深いテーマの本だと思ったので、今回、簡単にですが紹介させていただきました。もし気になったという方がいましたら是非読んでみてください。（「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」三宅香帆著より引用）

十  
冬を目前にして「冷え」に悩まされる方も多いのではないでしようか。  
「冷えは万病の元」と言われますが、冷えると自律神経はその「冷え」に  
反応し、交感神経が優位になって全身の血流が悪くなります。血流が悪く  
なると内臓機能が低下し免疫力も下がり、心身の様々な不調を引き起こ  
しやすくなります。ストレス社会に生きる現代人の多くは、交感神経が優  
位になつて自律神経のバランスを崩し、血流が悪くなつて体が冷えがちです  
が、日々それが当たり前になつていて、自分の体が冷えていることに気付  
いていない人が少なくないそうです。自分の体がどのくらい冷えているのか、  
自分の手を使ってセルフチェックできる次の方法がありますので、ぜひお試し  
ください。

①朝目覚めたら、布団の中でわきの下に手を挟み、わきの下の温度を手で  
感じります。もし手がわきの下より冷たいと感じたら、手が冷えている  
証拠ですが、あくまでも「わきの下の温度＝内臓温度の目安」になるので、  
わきの下の温度を手で覚えてください。②わきの下の温度を確認した手を  
「おぶその下」にあてて、わきの下との温度差を確認。③手を「おぶその上」に  
あてて、わきの下との温度差を確認。④手を「太ももの前面」にあてて、わ  
きの下との温度差を確認。⑤手を「お尻」にあてて、わきの下との温度差を  
確認。⑥手を「二の腕」にあてて、わきの下との温度差を確認。①～⑥の確  
認をして温度差を全く感じなかつた人は、血流がよく冷えがない状態で  
す。一部の部位がわきの下より冷たかつた人は、わきの下より冷たいと感  
じた部位が冷えていきますので、冷えている部位を意識して温めてください。全  
ての部位がわきの下より冷たかつた人は、血流がかなり悪化している重度の  
冷え症ですので、全身を積極的に温める必要があります。体の冷えを改善す  
るために最も手っ取り早く効果が高いのが「湯たんぽ」だそうなので、冷  
えている部位を湯たんぽで温めて冷えを解消していきましょう。

今年もこのコインフオーメーションをご覧いただき、本当にありがとうございました。  
（編集担当 荻原）

令和6年分 年末調整のお知らせ  
や注意事項、記載例等はこちらの  
QRコードからご確認ください →



**個人住民税特別徴収の納期の特例を  
申請している方は、6月分から11月分までの  
個人住民税の納付期限は12月10日です！  
納付をお忘れにならないよう、ご注意下さい。**

願い申し（にまつて）（納集担当 豊原）  
（養命酒ライフスタイルマガジン 元気通信より抜粋）